

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月13日

【四半期会計期間】 第69期第1四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

【会社名】 協同飼料株式会社

【英訳名】 KYODO SHIRYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 弦 卷 恒 三

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区高島二丁目5番12号

【電話番号】 045(461)5711

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 青 山 徹

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区高島二丁目5番12号

【電話番号】 045(461)5711

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 青 山 徹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第68期 第1四半期 連結累計期間		第69期 第1四半期 連結累計期間		第68期	
	自 至	平成24年4月1日 平成24年6月30日	自 至	平成25年4月1日 平成25年6月30日	自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日
売上高 (百万円)		30,008		34,155		127,298
経常利益 (百万円)		435		300		1,579
四半期(当期)純利益 (百万円)		210		101		752
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		33		16		1,408
純資産額 (百万円)		11,530		12,518		12,832
総資産額 (百万円)		47,813		51,508		51,021
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)		2.13		1.03		7.62
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		24.1		24.3		25.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）のわが国経済は、一部では景気回復へ向けた動きが見られる一方、為替や株式相場の乱高下や中国等新興国の景気減速もあり、先行きに不安定な要素を含んで推移しております。

飼料畜産業界におきましては、主原料であるとうもろこし価格は米国の作付面積の増加見込みなどにより、若干値を下げたものの依然として高値で推移しているほか、外国為替相場の円安が大きな影響を及ぼしております。一方、海上運賃は小幅な値動きとなっております。

畜産物につきましては、豚肉相場、牛肉相場は前年同期を上回り、鶏卵相場は若干下回る水準となりました。

こうした環境にあって、昨年来数次にわたり配合飼料価格を値上げしたため、売上高は341億5千5百万円（前年同期比13.8%増）となりましたが、営業利益は配合飼料価格安定基金の負担増加等により3億4千6百万円（前年同期比26.6%減）となり、経常利益は3億円（前年同期比30.9%減）となりました。また当四半期純利益も1億1百万円（前年同期比51.8%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと次のとおりであります。

飼料事業

飼料事業では、配合飼料の販売数量が若干減少したものの平均販売価格が上昇したため、売上高は243億4千1百万円（前年同期比17.7%増）となりました。営業利益は配合飼料価格安定基金の負担増がありましたが継続した配合飼料コストの低減などにより7億3千4百万円（前年同期比2.3%増）となりました。

畜産物事業

畜産物事業では、売上高は98億1千4百万円（前年同期比5.3%増）となったものの、デフレの影響を受け畜産物相場上昇分すべてを売価に転嫁できなかったことにより、9千4百万円の営業損失（前年同期は3千万円の営業利益）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態を前期末と比べますと、飼料販売価格の上昇による受取手形及び売掛金の増加などにより、資産合計は515億8百万円（前期末比1.0%増）となり、4億8千6百万円増加しました。また原材料価格の高騰による支払手形及び買掛金の増加などにより、負債合計は389億8千9百万円（前期末比2.1%増）となり、8億円増加しました。

また、純資産合計は配当金の支払いによる利益剰余金の減少などから125億1千8百万円（前期末比2.4%減）となり、3億1千3百万円減少しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお当社は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を次のとおり定めております。

会社支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社株主の在り方については、市場における自由な取引を通じて決定されるべきものと考えております。従って、当社の支配権の移転を伴うような買付けの提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの等も想定されます。

そこで、当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値又は株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支え頂くことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます。）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます。）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、平成25年5月22日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、平成25年6月27日開催の当社第68期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は、本プランの特別委員会委員として、泰田啓太氏、長谷川敬一氏、岡田康彦氏の3名を選任しております。

本プランの概要は、以下に記載のとおりです。

ア 本プラン継続の目的について

当社は、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、継続されたものです。

イ 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次の3点のいずれかに該当する行為若しくはその可能性のある行為がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ・ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- ・ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- ・ 当社の特定の株主が、当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

(b) 取締役会評価期間の設定

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には最長90日間の期間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとしません。

(c) 特別委員会の勧告及び当社取締役会による決議

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入とします。）以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議（株主の皆様の意思を問うための株主総会の招集の決議を含みます。）を行うものとしします。

(d) 当社株主総会の招集

当社取締役会は、特別委員会の全員一致による決議がなされなかった場合又は取締役の善管注意義務を尽くすため自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付行為は、株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとしたします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置の一つとしては、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています。

ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとしします。

ウ 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、継続されたものです。

(b) 特別委員会の設置

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、平成25年6月27日開催の当社第68期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

当社取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の当社第68期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

エ 株主及び投資家の皆様への影響について

(a) 本プラン継続時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの継続時には、新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランの継続時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。また、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てがなされた新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

上記 の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること等を可能とし、もって当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、(a)株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、(b)当社は、本プランによる買収防衛策の継続に関して、当社第68期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本プランの発効について株主の皆様が意思が反映されており、また、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、本プランの存続も株主の皆様が意思に係らしめられていること、(c)経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、本プランが当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、1億4百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	103,995,636	103,995,636	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は、1,000株で あります。
計	103,995,636	103,995,636		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日		103,995,636		5,199		2,946

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,057,000		
	(相互保有株式) 普通株式 362,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 98,422,000	98,422	
単元未満株式	普通株式 154,636		
発行済株式総数	103,995,636		
総株主の議決権		98,422	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権の数2個)含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 協同飼料株式会社	横浜市西区高島二丁目 5番12号	5,057,000		5,057,000	4.86
(相互保有株式) 日本ペットフード 株式会社	東京都品川区東品川二丁目 2番4号	362,000		362,000	0.35
計		5,419,000		5,419,000	5.21

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,695	2,111
受取手形及び売掛金	4 22,657	4 23,606
商品及び製品	654	776
仕掛品	592	591
原材料及び貯蔵品	5,056	4,457
繰延税金資産	54	97
短期貸付金	211	236
その他	1,633	1,559
貸倒引当金	35	28
流動資産合計	32,519	33,409
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,816	2,784
機械装置及び運搬具（純額）	2,341	2,345
土地	3,796	3,752
建設仮勘定	23	19
その他（純額）	390	406
有形固定資産合計	9,368	9,309
無形固定資産		
その他	763	740
無形固定資産合計	763	740
投資その他の資産		
投資有価証券	1 5,212	1 4,947
長期貸付金	1,356	1,309
長期未収入金	1,393	1,391
破産更生債権等	478	473
繰延税金資産	1,982	2,070
その他	586	579
貸倒引当金	2,640	2,722
投資その他の資産合計	8,370	8,049
固定資産合計	18,502	18,099
資産合計	51,021	51,508

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,709	15,683
短期借入金	8,145	7,809
未払法人税等	171	229
賞与引当金	331	503
その他	2,956	3,119
流動負債合計	26,313	27,344
固定負債		
長期借入金	9,985	9,701
退職給付引当金	1,311	1,370
役員退職慰労引当金	150	134
資産除去債務	273	273
その他	155	164
固定負債合計	11,875	11,644
負債合計	38,189	38,989
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,199	5,199
資本剰余金	4,749	4,749
利益剰余金	2,847	2,652
自己株式	524	524
株主資本合計	12,272	12,077
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	401	258
繰延ヘッジ損益	0	0
為替換算調整勘定	153	180
その他の包括利益累計額合計	555	437
少数株主持分	4	3
純資産合計	12,832	12,518
負債純資産合計	51,021	51,508

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	30,008	34,155
売上原価	26,673	30,708
売上総利益	3,334	3,447
販売費及び一般管理費	2,863	3,101
営業利益	471	346
営業外収益		
受取利息及び配当金	45	44
その他	88	80
営業外収益合計	133	124
営業外費用		
支払利息	65	64
持分法による投資損失	63	67
その他	41	38
営業外費用合計	169	170
経常利益	435	300
特別損失		
固定資産評価損	-	44
特別損失合計	-	44
税金等調整前四半期純利益	435	256
法人税等	224	155
少数株主損益調整前四半期純利益	210	101
少数株主利益又は少数株主損失()	0	0
四半期純利益	210	101

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	210	101
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	187	160
繰延ヘッジ損益	0	0
持分法適用会社に対する持分相当額	10	43
その他の包括利益合計	177	117
四半期包括利益	33	16
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	33	15
少数株主に係る四半期包括利益	0	0

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結累計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 株券貸借取引

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
投資有価証券に含まれる貸出している有価証券	524百万円	507百万円
流動負債「その他」に含まれる担保金額	400百万円	400百万円

2 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
関係会社		関係会社	
東北飼料(株)	293百万円	東北飼料(株)	284百万円
(株)美保野ポーク	290百万円	(株)美保野ポーク	285百万円
門司港サイロ(株)	240百万円	門司港サイロ(株)	235百万円
(株)北海道サンフーズ ほか1取引先	20百万円	(株)北海道サンフーズ ほか1取引先	20百万円
関係会社以外		関係会社以外	
(有)八戸農場	798百万円	(有)八戸農場	895百万円
(有)タカホ農場ほか3取引先	163百万円	(有)タカホ農場ほか3取引先	152百万円
計	1,807百万円	計	1,874百万円

上記には、他社と連帯した保証に係る他社負担額0百万円は含まれておりません。

上記には、他社と連帯した保証に係る他社負担額0百万円は含まれておりません。

3 コミットメントライン契約

機動的な資金調達を行なうために金融機関との間でコミットメントライン(融資枠)契約を締結しております。

この契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
コミットメントラインの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	百万円	百万円
借入未実行残高	5,000百万円	5,000百万円

4 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	591百万円	672百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
減価償却費	179百万円	196百万円
のれんの償却額	27百万円	27百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	296	3	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金及び 資本剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	296	3	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	飼料事業	畜産物事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	20,689	9,318	30,008		30,008
セグメント間の内部売上高 又は振替高	14		14	14	
計	20,703	9,318	30,022	14	30,008
セグメント利益	717	30	748	276	471

(注) 1 セグメント利益の調整額 276百万円には、セグメント間の取引消去 0百万円及び配賦不能営業費用 276百万円が含まれております。配賦不能営業費用の主なものは、連結財務諸表提出会社の本社管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、従来定率法を採用していた有形固定資産の減価償却の方法を定額法に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の飼料事業セグメント利益が38百万円増加し、畜産物セグメント利益が4百万円増加しております。また、「調整額」に含まれる各報告セグメントに配分していない全社費用が1百万円減少しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	飼料事業	畜産物事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	24,341	9,814	34,155		34,155
セグメント間の内部売上高 又は振替高	17		17	17	
計	24,358	9,814	34,173	17	34,155
セグメント利益	734	94	639	293	346

(注) 1 セグメント利益の調整額 293百万円には、セグメント間の取引消去 0百万円及び配賦不能営業費用 294百万円が含まれております。配賦不能営業費用の主なものは、連結財務諸表提出会社の本社管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

報告セグメントに配分されない減損損失は、44百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	2円13銭	1円03銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益 (百万円)	210	101
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	210	101
普通株式の期中平均株式数 (千株)	98,795	98,793

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8 月 9 日

協同飼料株式会社
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 下 敏 男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 原 玄

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている協同飼料株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、協同飼料株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。